

西大路地区
バリアフリー移動等円滑化基本構想

(案)

目 次

第1章 「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要	
1 西大路地区基本構想策定の背景	1
2 西大路地区基本構想の位置付け	4
3 目標年次	5
第2章 西大路駅周辺の概況	
1 西大路駅周辺の特性	6
2 行政区の人口及び高齢化率の推移等	7
3 西大路駅周辺の公共交通機関	8
4 西大路駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況	9
第3章 西大路地区におけるバリアフリー化の方向性	
1 上位計画・関連計画の構成	10
2 西大路地区におけるバリアフリー化の方向性	11
3 西大路地区基本構想の策定に向けた基本的な考え方	12
4 西大路地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	13
第4章 西大路地区の重点整備地区について	
1 生活関連施設	15
2 生活関連経路	16
3 重点整備地区	17
第5章 西大路地区の現状に関する御意見と課題	
1 旅客施設に関する御意見	19
2 生活関連経路に関する御意見	21
3 西大路地区の課題	23
第6章 西大路地区におけるバリアフリー化の概要	
1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要	24
2 道路のバリアフリー化の概要	28
3 交通安全施設などのバリアフリー化の概要	31
4 その他のバリアフリー化の取組に関する概要	31
5 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進	31
第7章 バリアフリー化事業の推進体制	
1 連絡会議による進行管理	33
2 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信	33
3 その他のバリアフリー化の取組の推進	33
＜参考資料1＞	
第1回「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」 〔現地調査〕の概要	35
＜参考資料2＞	
「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」 委員等一覧	37

第1章 「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要

京都市では、西大路駅周辺を対象とした地区（以下「西大路地区」といいます。）において、駅や道路、施設などのバリアフリー化[※]を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づき、「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」（以下「連絡会議」といいます。）を設置し、「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「西大路地区基本構想」といいます。）を策定することとしました。

※ 段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、日常生活や社会生活においての様々な障壁（バリア）を取り除くこと

1 西大路地区基本構想策定の背景

（１）国内外におけるバリアフリーに向けての動向

国際連合においては、昭和 57 年の総会で、昭和 58 年から平成 4 年までを「国連・障害者の十年」と宣言する「障害者に関する世界行動計画」が決議され、各国が計画的な課題解決に取り組んできました。また、平成 18 年の総会で、国際人権法に基づく人権条約として、「障害者権利条約」が採択されました。

日本においては、諸外国に例をみないほど急速に高齢化が進み、平成 25 年には、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上となる本格的な高齢社会を迎えており、高齢者も社会の担い手の一員として、充実した生活を送ることができる、豊かで活力ある社会をつくることが求められています。

さらに、障害のある方もない方も同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」や、より多くの方が利用しやすいまちづくり、ものづくりを進める「ユニバーサルデザイン」の考え方が広まっており、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が可能な限り自立して日常生活や社会生活を送ることができる環境の整備が必要となっています。

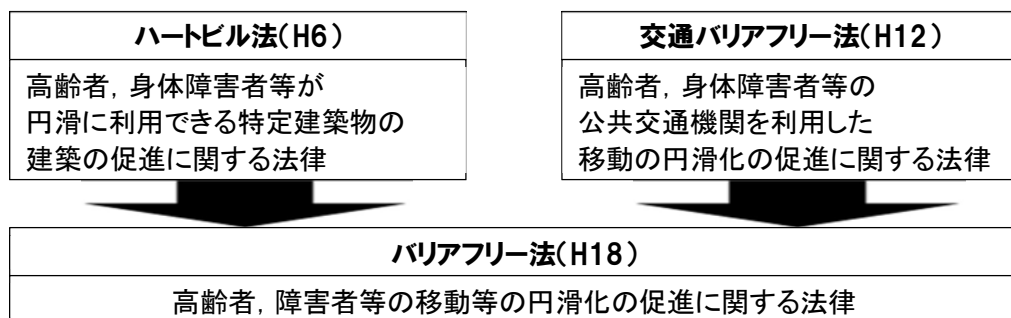
（２）日本におけるバリアフリー施策の経緯

このような社会的背景から、高齢者や障害のある方等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向け、平成 6 年 9 月に、建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」といいます。）が、平成 12 年 11 月に、鉄道やバス等の公共交通機関の旅客施設^{※1}、車両^{※2}、旅客施設周辺の道路や信号機等のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」といいます。）が施行されました。また、平成 18 年 12 月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策を推進するため、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー法」が施行されました。さらに、平成 28 年 4 月 1 日からは、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行されました。

※1 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル等

※2 鉄道車両、軌道車両、乗合バス車両等

＜参考＞バリアフリー施策の経緯



(3) 京都市におけるバリアフリー施策の経緯

京都市では、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会の実現に向け、平成14年10月に京都市独自に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」において、総合的かつ計画的にバリアフリー化を促進するため、「重点整備地区」を14地区選定し、地区内の25旅客施設について、平成22年度末までに計画的にバリアフリー化を進めてきました。

また、平成17年4月には、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、同条例に定める「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、交通施策だけでなく、まちづくり、ものづくり、情報やサービスの提供等あらゆる施策において、すべての人の利用を前提に計画、実施することで、バリアをつくらない、又はバリアを限りなく少なくする事業を進めています。

さらに、平成22年1月には、クルマを重視したまちと暮らしから、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を目指して、「「歩くまち・京都」総合交通戦略」を策定し、「バリアフリー化の推進」を実施プロジェクトに位置付けるとともに、同戦略の行動規範として「「歩くまち・京都」憲章」を制定しました。

また、平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、本市においても「対応要領」を作成するなど、積極的な取組を進めるとともに、同日には、手話に対する理解の促進及び手話の普及に向けた取組を推進することを目的とした「京都市手話言語がつなく心豊かな共生社会を目指す条例」（京都市手話言語条例）を施行しました。

(4) 「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定

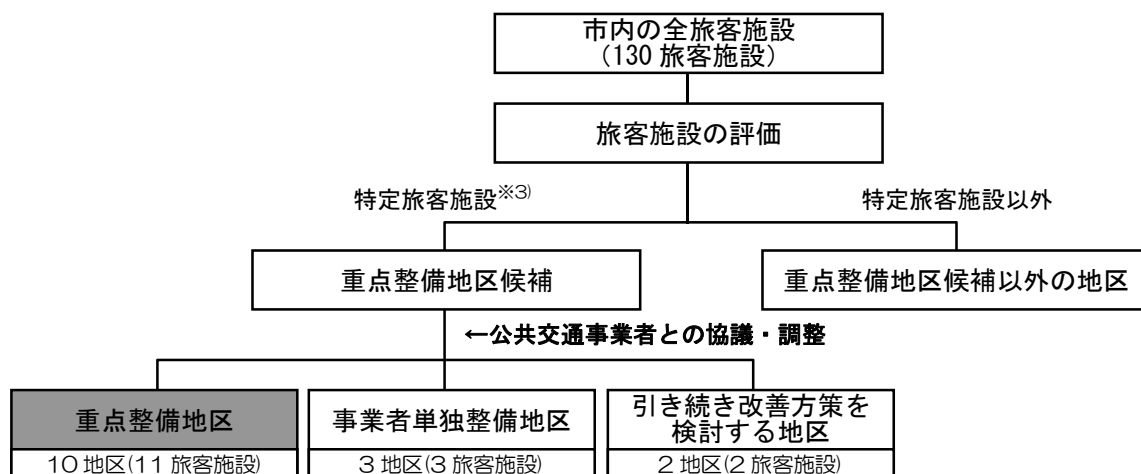
ア 「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」策定の趣旨

京都市では、「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、国、京都府、公共交通事業者等の関係機関との連携・協調の下、交通バリアフリーを着実に推進してきました。

一方、高齢化の急速な進展やユニバーサルデザインの普及等、社会状況の変化に対応し、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るためには、旅客施設及び周辺道路等の更なるバリアフリー化が必要となってきました。国においても、平成23年3月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、平成32年度を目標年次としたより高いバリアフリー水準の目標が設定されるとともに、高齢者や障害のある方が自立して日常生活や社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性と、それを実現するために移動等円滑化を促進することの必要性等が示されました。このような中、バリアフリー化を一層進めていくため、平成24年3月に「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定しました。

イ 重点整備地区の選定と基本構想の策定

「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」では、市内の130の旅客施設（平成22年度末時点）の中から10地区の「重点整備地区」（11旅客施設）を選定しました。西大路地区においては、平成28年度から基本構想策定に向けた取組を始めました（図―1、表―1）。



図―1 重点整備地区の選定の流れ

※3 特定旅客施設の要件

- ① 平均利用者が3,000人/日以上で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準※4）」を満たしていない旅客施設は、すべて「特定旅客施設」とする。
- ② 平均利用者が3,000人/日未満で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準」を満たしていない旅客施設のうち、周辺状況等、地域の実情からバリアフリー化整備が必要であると評価したものを「特定旅客施設」とする。

※4 公共交通移動等円滑化基準：バリアフリー法に基づき、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定めたもの

表―1 重点整備地区と基本構想策定期間

公共交通事業者名 グループ名	JR 西日本	京 阪	阪 急	京 福	基本構想 策定期間
グループ A	太秦駅 JR 藤森駅 桃山駅	深草駅	大宮駅 上桂駅 嵐山駅 松尾大社駅		平成 24 年度 ～ 平成 30 年度
グループ B	西大路駅		西院駅	西院駅	

グループA 公共交通事業者から事業化の意向が示され、バリアフリー化整備を図るための条件等が整っている地区

グループB 公共交通事業者から事業化に向けての意向が得られているものの、バリアフリー化整備に向けて、調査や関係機関との調整等に多くの時間を要する地区

平成26年度までに策定済み

2 西大路地区基本構想の位置付け

(1) 西大路地区基本構想の内容

「西大路地区基本構想」では、高齢者や障害のある方などの日常生活における移動や施設を利用する上での利便性・安全性の向上を図るべく、関係者が互いに連携し、西大路駅や周辺道路などのバリアフリー化の重点的・一体的な推進を目指すため、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」（京都市基本計画）や「京都市都市計画マスタープラン」などの上位計画及び関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や今後実施すべきバリアフリー化の概要などを定めます。

(2) 西大路地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

「西大路地区基本構想」の策定後は、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが、国の定める「移動等円滑化基準」に基づき、バリアフリー化に向けた整備を図るための計画である「特定事業計画」を作成し、それに基づき、旅客施設や周辺道路等の整備を行います。特定事業計画とは、次に掲げるものです。

ア 公共交通特定事業計画

公共交通事業者が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

イ 道路特定事業計画

道路管理者が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

ウ 路外駐車場特定事業計画

路外駐車場管理者が、障害のある方が利用できる駐車スペースの確保等により、「重点整備地区」内の路外駐車場のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

エ 都市公園特定事業計画

公園管理者が、公園内の通路の勾配の改善等により、「重点整備地区」内の都市公園のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

オ 建築物特定事業計画

建築主等が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の建築物のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

カ 交通安全特定事業計画

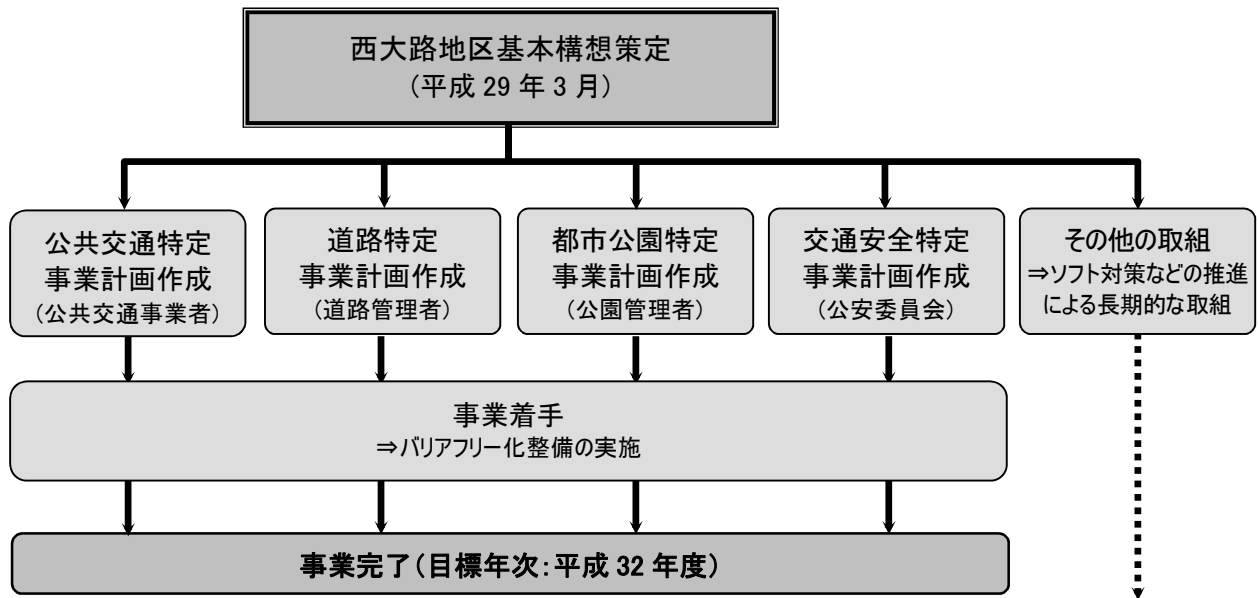
公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

また、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、すべての国民の責務である「心のバリアフリー」を推進します。

3 目標年次

「バリアフリー法」に基づき、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成 32 年度までに、「西大路地区」内のバリアフリー化を完了するよう努めます。

併せて、ソフト対策などのその他の取組については、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組として進めていくこととします。



図ー2 西大路地区基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

第2章 西大路駅周辺の概況

西大路駅周辺の特性、南区、下京区の人口及び高齢化率の推移、西大路駅周辺の公共交通機関、施設の立地状況及び道路の現況を示します。

1 西大路駅周辺の特性

西大路駅は、南区の北部に位置しており、周辺には住宅地、企業、教育施設などが立地していることから、地域住民だけでなく、他のエリアからの通勤・通学も含めて、日々、多くの方に利用されています。

駅周辺の主要な道路としては、東西に一般国道171号（九条通）、南北に主要市道京都環状線（西大路通）があります。



図-3 南区の位置

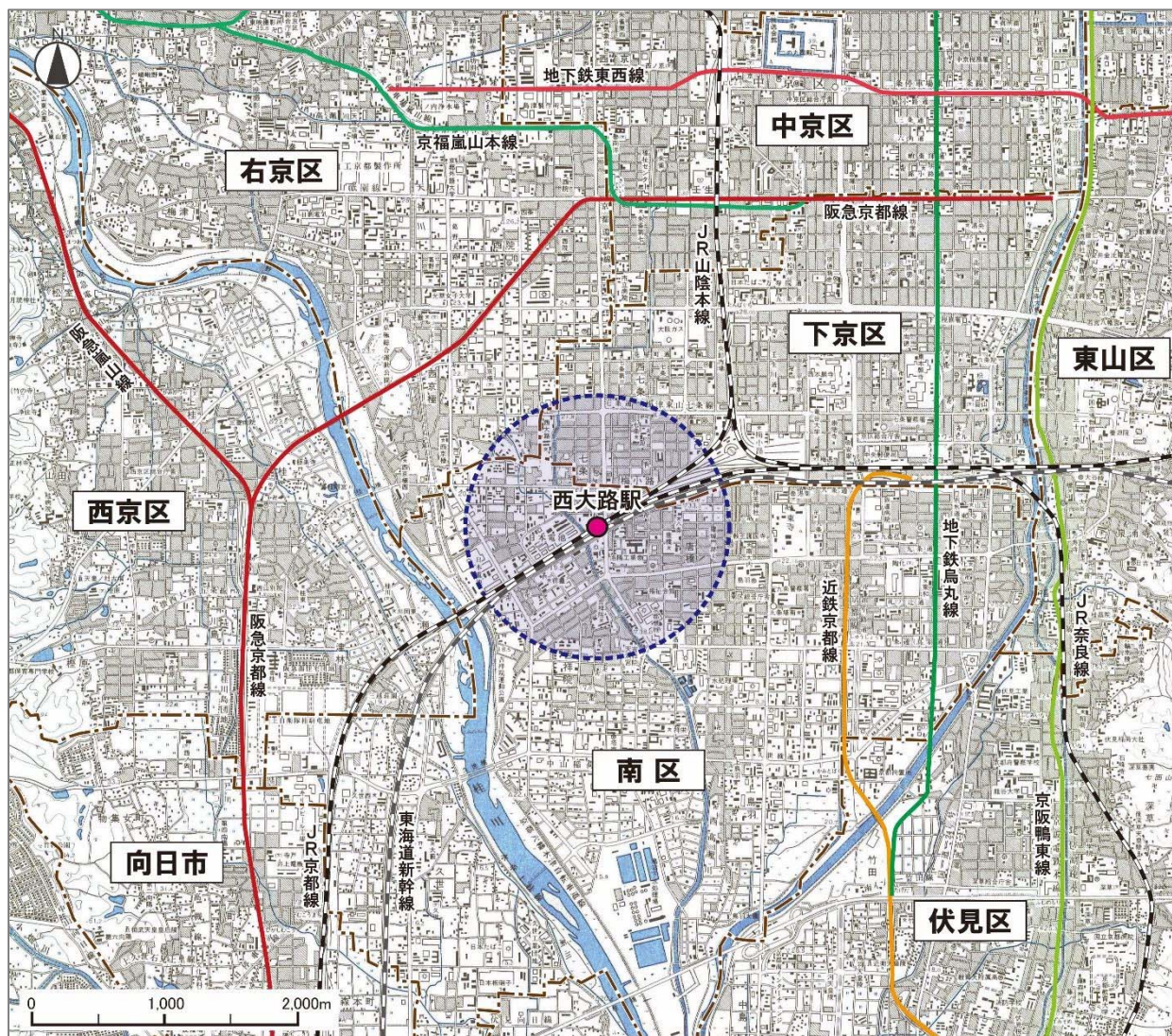


図-4 西大路駅の位置

2 行政区の人口及び高齢化率の推移等

西大路駅周辺の2行政区（下京区、南区）の人口について平成7年と平成27年を比較すると、総人口は約13,000人増加しており、高齢化率は約7ポイント増加しています（図－5）。また、西大路駅周辺の5学区※¹（七条、西大路、吉祥院、祥豊、唐橋）では、総人口は約5,000人増加しており、高齢化率は約8ポイント増加しています（表－2）。

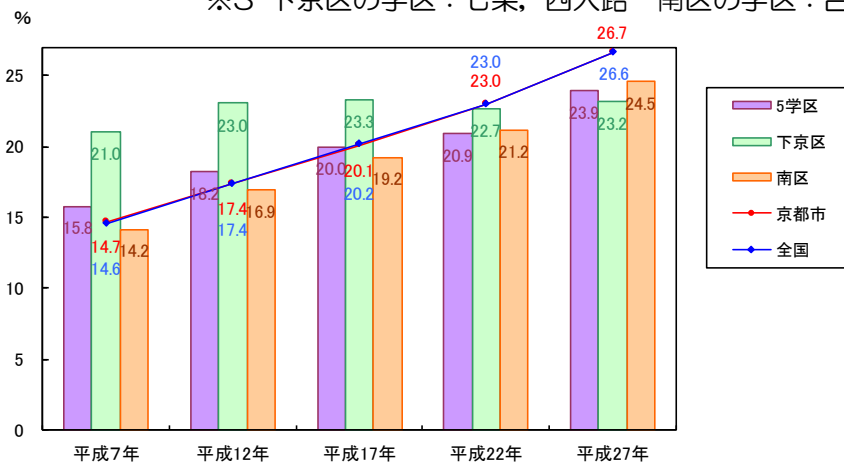
※1 学区とは国勢調査の際に用いる国勢統計区を示します。

表－2 総人口、高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率※²の推移（国勢調査結果を基に作成）

年	5学区※ ³			2行政区（下京区、南区）			京都市	全国平均
	総人口 （人）	高齢者人口 （人）	高齢化率 （%）	総人口 （人）	高齢者人口 （人）	高齢化率 （%）	高齢化率 （%）	高齢化率 （%）
平成7年	36,365	5,693	15.8	169,567	28,660	17.0	14.7	14.6
平成12年	36,630	6,592	18.2	169,032	32,631	19.5	17.4	17.4
平成17年	38,481	7,678	20.0	173,630	36,002	21.0	20.1	20.2
平成22年	40,475	8,427	20.9	178,031	38,113	21.8	23.0	23.0
平成27年	41,345	9,753	23.9	182,595	42,345	23.9	26.7	26.6

※2 高齢化率は総人口から年齢不詳の人口を除いて算出しています。

※3 下京区の学区：七条、西大路 南区の学区：吉祥院、祥豊、唐橋



図－5 高齢化率の推移（国勢調査結果を基に作成）

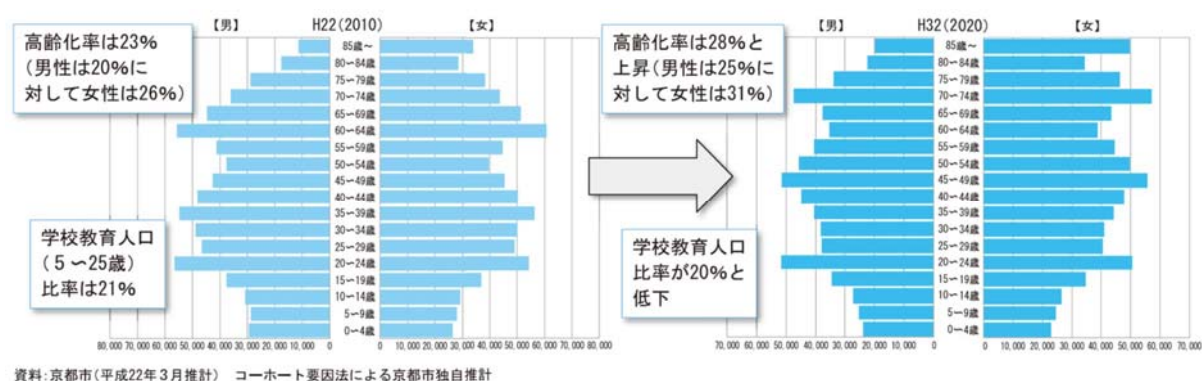
また、2行政区の障害者手帳の交付数は9,436件、療育手帳の交付数は1,698件となっています（表－3）。

表－3 2行政区の障害別の障害者数（平成27年京都市統計書）

	総人口 ※ ⁴ （人）	障害者手帳交付数（件）						療育手帳 交付数 （件）	精神障害者 保健福祉 手帳交付数 （件）
		視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計		
京都市	1,475,183	5,748	6,321	891	41,013	24,403	78,376	13,912	13,978
2行政区	182,595	720	770	86	5,074	2,786	9,436	1,698	—
2行政区の占める割合（%）	12.1	12.5	12.2	9.7	12.4	11.4	12.0	12.2	—

※4 総人口は平成27年国勢調査の数値です。

＜参考＞京都市の人口ピラミッドの推移の見込み（平成 22（2010）年→平成 32（2020）年）



出典：京都市基本計画

3 西大路駅周辺の公共交通機関

(1) 鉄道

平成 28 年 10 月現在, 西大路駅の 1 日の利用状況は表一 4 のとおりです。

表一 4 駅の 1 日の利用状況

駅 名	1 日平均利用者数 (人)	1 日の運行便数(便)		
		平日	土曜	休日
西大路駅 (JR 西日本)	31,900	252	258	258

(2) 路線バス

平成 28 年 10 月現在, 西大路駅周辺における路線バスの 1 日の運行状況は表一 5 のとおりです。

表一 5 路線バスの 1 日の運行状況

バス停	事業者	系統数	系 統	1 日の運行便数(便) ※1)		
				平 日	土 曜	休 日
西大路駅前	京都市交通局	7	13・特 13・臨 13・ 43・202・ 快速 202・208	220.5	174.0	159.5
西大路八条	京都市交通局	6	13・特 13・臨 13・ 43・202・208	215.5	174.0	159.5

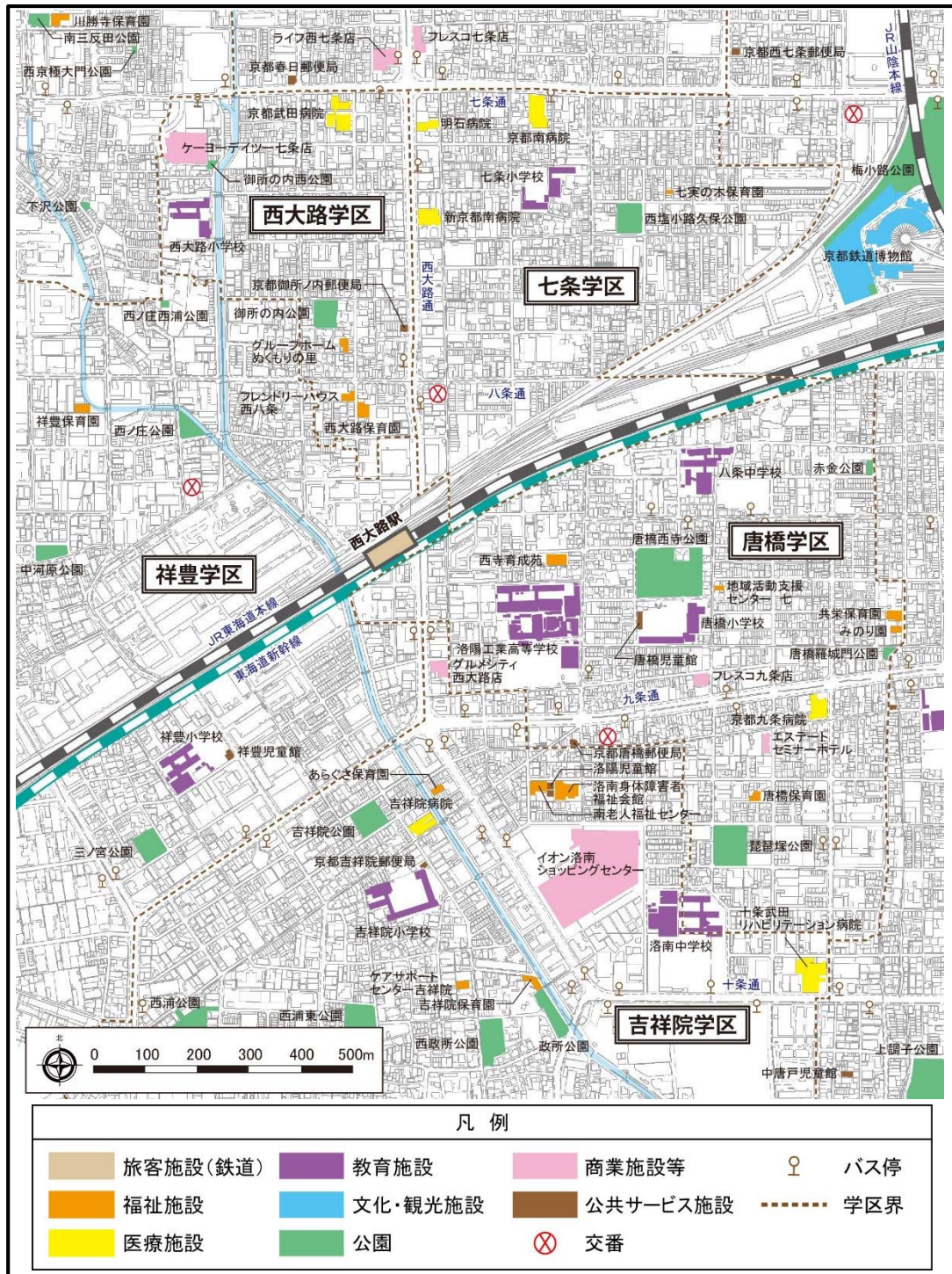
※1 1 往復を 1 便として計上

4 西大路駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況

西大路駅周辺には、商業施設（イオン洛南ショッピングセンター等）、医療施設（京都武田病院等）などがあります。

また、周辺の道路状況は、主要な道路として、東西方向では一般国道 171 号（九条通）があり、南北方向では、主要市道京都環状線（西大路通）があります。地区全体としては、電柱等が通行の障害となっているなどの課題があります。

西大路駅周辺の施設の立地状況を図－6 に示します。



図－6 西大路駅周辺の施設の立地状況

第3章 西大路地区におけるバリアフリー化の方向性

「西大路地区基本構想」は、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」や「京都市都市計画マスタープラン」などの計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”との整合性を保ちながら策定すべきものであり、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した内容とすることが必要となります。

「西大路地区基本構想」の策定に当たっては、下京区及び南区のまちづくりの方向性を踏まえ、
 えで、「西大路地区」の目指す姿を整理することとします（図一七）。

1 上位計画・関連計画の構成

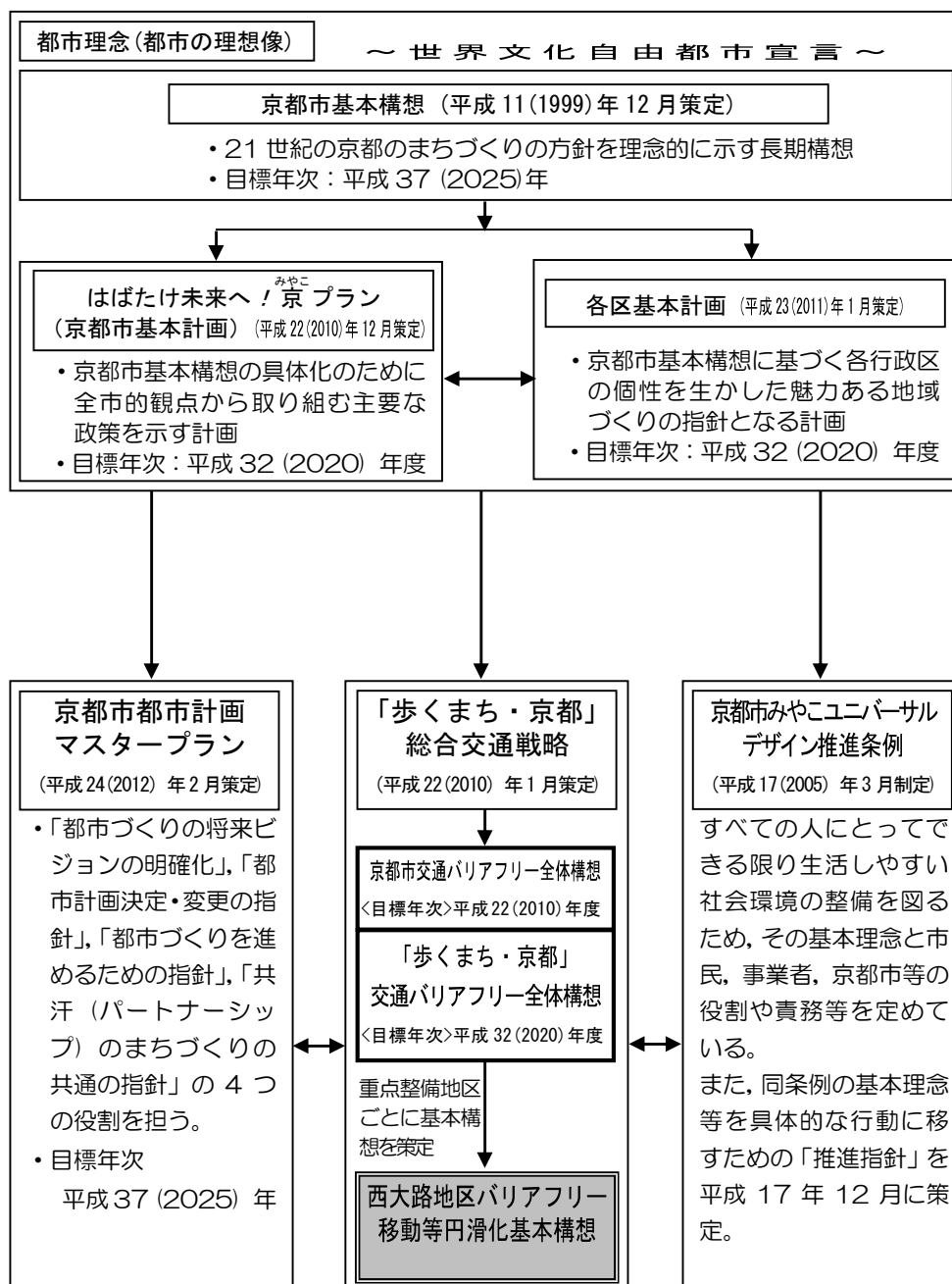


図-7 上位計画・関連計画の構成

2 西大路地区におけるバリアフリー化の方向性

京都市では、「京都市基本構想」を受けて、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」を策定しています。さらに、各行政区では、「京都市基本構想」に基づいて、個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる各区基本計画を策定しています。

「西大路地区」がある下京区及び南区で策定されている基本計画に基づき、「西大路地区」におけるバリアフリー化の方向性を示します。

(1) 下京区のまちづくり

下京区のまちづくりの方向性は、「下京区基本計画」において、次のとおり示されています。

下京区のまちづくりのスローガン

絆，魅力，伝統を未来につなぐまち 下京

テーマごとの取組

I 人と人との絆(きずな)をつなぐ(人をつなぐ)

健やかな暮らしを地域力で育もう

- ・地域力による健康づくり
- ・地域の絆による健康の保持
- 近所のお付き合いで安心を支えよう**
- ・みんなで支える見守り運動
- ・災害時に支援を受けやすい地域づくり
- ・多様な住まい方と多世代・多世帯交流

地域力を生かして安全を高めよう

- ・地域ぐるみの防犯・交通安全
- ・違法駐輪の排除
- ・誰もが安全に歩ける環境づくり

II まちの魅力や資源をつなぐ(空間をつなぐ)

まちの活力を高めよう

- ・梅小路公園の再整備の推進
- ・梅小路の新たな取組を生かした賑わいづくり
- ・京都駅を中心とした賑わいづくり
- ・門前町の活性化
- ・崇仁地区の将来ビジョン報告書に基づくまちづくり

まちの個性を活かし魅力を高めよう

- ・地域資源を生かした個性と魅力の向上
- ・区民も来訪者も学び、楽しめる工夫

III 歴史と伝統を未来へつなぐ(時をつなぐ)

エゴを捨ててエコ活動しよう

- ・美しいまちをつくるコミュニティ活動
- ・地球環境に貢献する暮らしの工夫
- ・自然にふれ、環境を学ぶ場づくり

担い手の育ちを支えよう

- ・まちづくりを担う人づくり
- ・多様なコミュニティの交流
- ・学校や学生と連携する

(2) 南区のまちづくり

南区のまちづくりの方向性は、「南区基本計画」において、次のとおり示されています。

南区の将来像

日々の暮らしの中に「地域力(みなみ力)が息づくまち・南区」

まちがきれい、環境に配慮した「美しいまち・南区」

地域の魅力ある資源を生かした「活力あふれるまち・南区」

地域力(みなみ力)と6つの柱

・福祉・健康 ・環境 ・安心・安全 ・活力都市 ・多文化共生 ・公共交通

重点プロジェクト

地域コミュニティ活性化プロジェクト

- ・地域交流の促進
- ・人材の育成・発掘
- ・安心して健やかに暮らせるまちづくりの推進

美しい南区創出プロジェクト

- ・美化活動の推進
- ・地球環境に配慮したエコライフ活動の推進
- ・まちなか緑化の推進

南区活力創造プロジェクト

- ・農業など地場産業の活性化
- ・南区内の企業の“知”を活用した区民と企業との交流促進
- ・南区ならではの賑わい空間の創出

(3) 西大路地区におけるバリアフリー化の方向性

「下京区基本計画」及び「南区基本計画」を踏まえ、「西大路地区」のバリアフリー化を推進するための方向性を次のとおりとします。

ア だれもが安心・安全に歩いて暮らせる健やかなまち

地域住民や来訪者、高齢者や障害のある方などを含むすべての人が、安心・安全に往来することができ、買い物などの日常生活においても気兼ねなく出かけられるよう、歩いて暮らせる健やかなまちを目指します。

イ 地域の中心として魅力のあるまち

西大路地区は、イオン洛南ショッピングセンターなどの商業施設、京都武田病院をはじめとした多数の医療施設が立地しており、これらの施設を生かした地域の中心としての魅力あるまちを目指します。

ウ 人と人がつながる多様な交流のあるまち

人と人とのつながりを大切にしながら、高齢者や障害のある方などへの理解を深めるとともに、手助けなどの協力を地域ぐるみで行えるまちづくりを推進し、多様な交流を通して地域活力が感じられるまちを目指します。

3 西大路地区基本構想の策定に向けた基本的な考え方

(1) ユニバーサルデザインに基づく交通バリアフリーの推進

ア 交通バリアフリーの推進に当たっては、「どこでも、だれもが、自由に、使いやすく」とのユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できることを基本とします。

イ 旅客施設及びその周辺道路等の整備については、「西大路地区基本構想」に示した事業内容だけでなく、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けた長期的な取組についても、可能な限り進めます。

ウ 旅客施設及び車両等（ハード面）の整備だけでなく、すべての人が安心・安全で円滑に移動するために必要な情報やサービスを容易に受けられ、様々な個性や違いを超えて、お互いを理解し、助け合える取組（ソフト面の対策）を積極的に行います。

エ 鉄道駅におけるホームからの転落事故や列車との接触事故への対策の必要性が高まっていることを踏まえ、ハード面の整備やソフト面の対策を進めます。

(2) 地域住民・利用者等の意見の反映

バリアフリー化の推進に当たっては、高齢者や障害のある方をはじめ、地域住民や施設利用者等の意向を踏まえ、検討を行っていくことが必要です。

検討に当たっては、市民や利用者代表等が参画する連絡会議の開催やパブリックコメントの実施等により多くの方の御意見をお聴きし、可能な限り「西大路地区基本構想」に反映します。

4 西大路地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

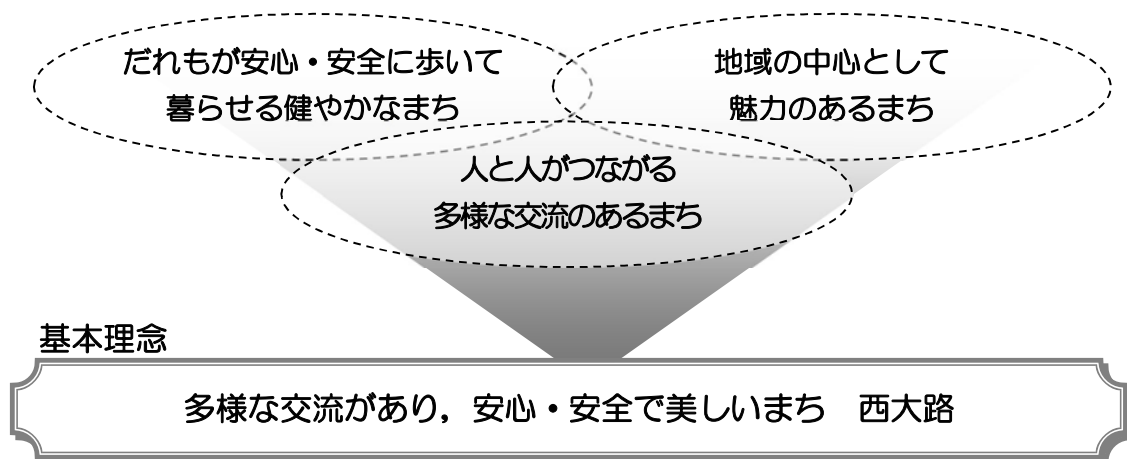
「西大路地区」のバリアフリー化の推進に当たっては、地区の特性及びバリアフリー化の方向性に加え、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」の基本目標である「京都の豊かな蓄積を資源として、国際社会の取組との協調を図り、すべての人が個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる、活力に満ちた社会の実現」を踏まえ、「西大路地区」のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を次のとおり定めます。

(1) 西大路地区のバリアフリー化推進に係る基本理念

「西大路地区」には、旅客施設である西大路駅のほか、医療施設、都市公園などが立地しており、これらの施設間や地区周辺の観光地をすべての人が歩いて楽しく、快適に移動できる環境を整備します。さらに、こうした施設整備だけではなく、地域コミュニティを育みながら、支え合い、助け合いを推進することなどにより、人と人がふれあい、交流するまちの形成を目指します。

これらを踏まえて、「西大路地区」の基本理念を「多様な交流があり、安心・安全で美しいまち 西大路」とします。

西大路地区のバリアフリー化の方向性



(2) 西大路地区のバリアフリー化推進に係る基本方針

ア だれもが利用しやすい駅としてのバリアフリー化の推進

高齢者や障害のある方、妊産婦、国内外からの観光客、けがをしている方など、すべての人が円滑に移動できる施設として、西大路駅のバリアフリー化を推進します。

イ 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路において、段差の解消や勾配の改善、歩行空間の明確化などにより、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるように、バリアフリー化を図ります。それ以外の道路についても、道路の改修等と併せて、順次、バリアフリー化を図ります。

ウ 地域の取組、他の施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

「西大路地区基本構想」の策定に当たっては、市民をはじめとする利用者の意向を十分に反映させるとともに、事業の着実な推進を図るための進行管理を行います。

エ 「心のバリアフリー」、「情報バリアフリー」の推進

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づき、積極的な声かけの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進します。

また、バリアフリーに関する有効な情報発信について検討し、だれもが必要な情報を入手し、利用できるようにすることで、情報の格差をなくした「情報バリアフリー」を推進します。

第4章 西大路地区の重点整備地区について

基本構想では、重点整備地区においてバリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」※¹⁾や「生活関連経路」※²⁾を含み、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区である「重点整備地区」の区域を定めます。

※1 「生活関連施設」：旅客施設及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設

※2 「生活関連経路」：「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路

1 生活関連施設

「西大路地区」周辺の施設について検討した結果、「生活関連施設」を表―6のとおり設定しました。

表―6 生活関連施設

区 分	名 称	摘 要
旅客施設	西大路駅（JR 西日本）	・ 1 日の平均利用者数が 3,000 人以上である旅客施設（特定旅客施設）
福祉施設	洛南身体障害者福祉会館	・ 多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設
医療施設	京都武田病院 明石病院 京都南病院 新京都南病院 京都九条病院 吉祥院病院 十条武田リハビリテーション病院	
都市公園	唐橋西寺公園	
商業施設	イオン洛南ショッピングセンター フレスコ九条店 グルメシティ西大路店	

※「生活関連施設」の位置は、18 ページの図―8 参照

2 生活関連経路

「西大路地区」の「生活関連経路」を表－7、「その他経路」を次ページの表－8に示します。

表－7 生活関連経路

生活関連 経 路	路 線 名 (区 間)
①	一般府道 梅津東山七条線（七条通） （ 西大路七条交差点 ～ 京都南病院 ）
②	一般市道 佐井東通 （ 京都武田病院 ～ 生活関連経路③ ）
③	一般市道 西七条緯 15 号線 （ 生活関連経路② ～ 主要市道 京都環状線（西大路通） ）
④	主要市道 京都環状線（西大路通・十条通） （ 西大路七条交差点 ～ 十条新千本交差点 ）
⑤	一般市道 西寺緯 9 号線 （ 主要市道 京都環状線（西大路通） ～ 一般市道 御前通 ）
⑥	一般市道 御前通 （ 生活関連経路⑤ ～ 生活関連経路⑦ ）
⑦	一般市道 西寺緯 10 号線 （ 一般市道 御前通 ～ 唐橋西寺公園 ）
⑧	一般国道 171 号（九条通） （ 西大路九条交差点 ～ 京都九条病院 ）
⑨	一般市道 西寺経 12 号線 （ 一般国道 171 号（九条通） ～ 生活関連経路⑩ ）
⑩	一般市道 西寺緯 19 号線 （ 生活関連経路⑨ ～ 一般市道 御前通 ）
⑪	一般市道 御前通 （ 生活関連経路⑩ ～ イオン洛南ショッピングセンター ）
⑫	一般市道 西寺緯 21 号線 （ 主要市道 京都環状線（西大路通） ～ 吉祥院病院 ）
⑬	一般市道 新千本通 （ 十条新千本交差点 ～ 十条武田リハビリテーション病院 ）

※「生活関連経路」の位置は、18 ページの図－8参照

表－8 その他経路

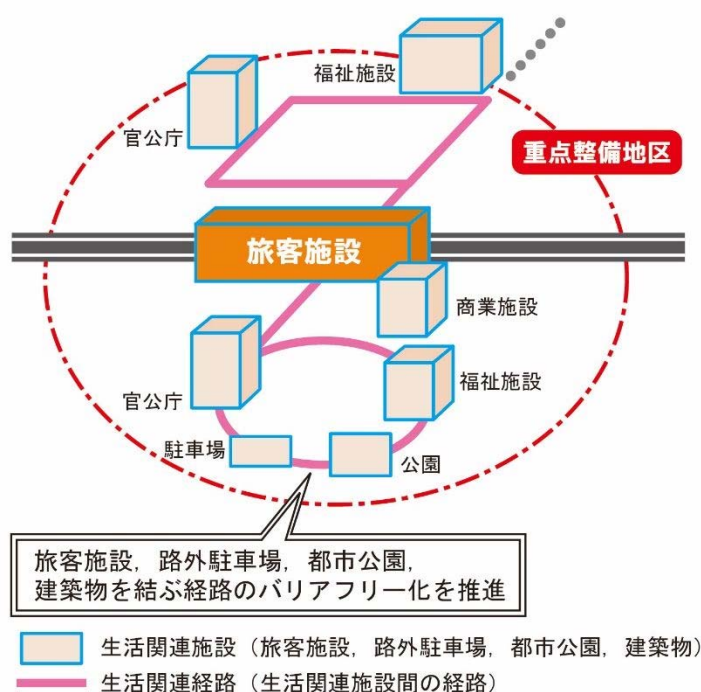
その他 経 路	路 線 名 (区 間)
A	一般府道 梅津東山七条線（七条通） （ 京都南病院 ～ 一般市道 御前通 ）
B	一般市道 佐井東通 （ 一般府道 梅津東山七条線（七条通） ～ 京都武田病院 ）

※「その他経路」の位置は、次ページの図－8参照

3 重点整備地区

「西大路地区」では、次ページの図－8に示す範囲を「重点整備地区」としました。「重点整備地区」の区域については、道路や町界などを境界としました。

<参考>「重点整備地区」におけるバリアフリー化のイメージ



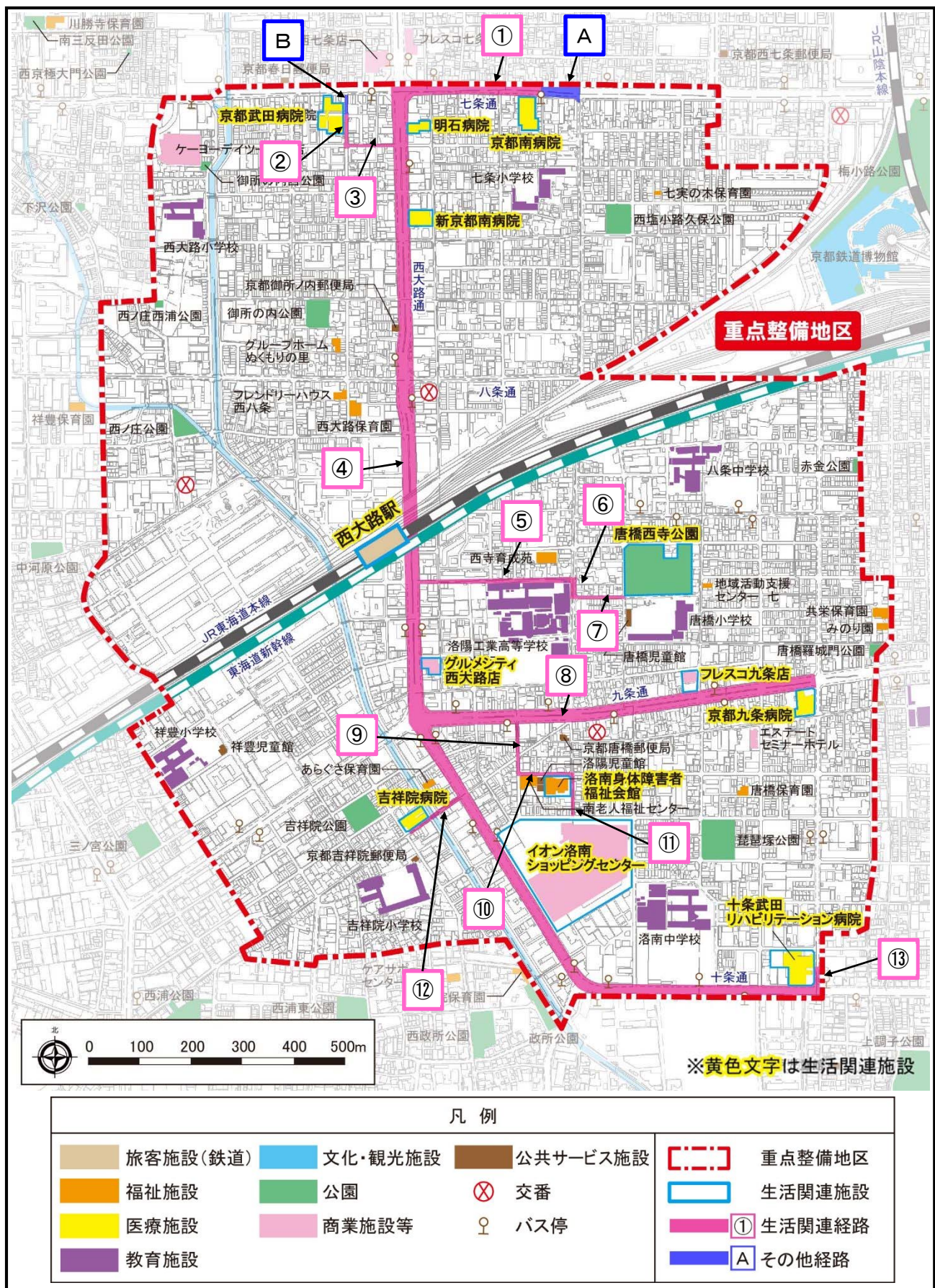


図-8 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の区域

第5章 西大路地区の現状に関する御意見と課題

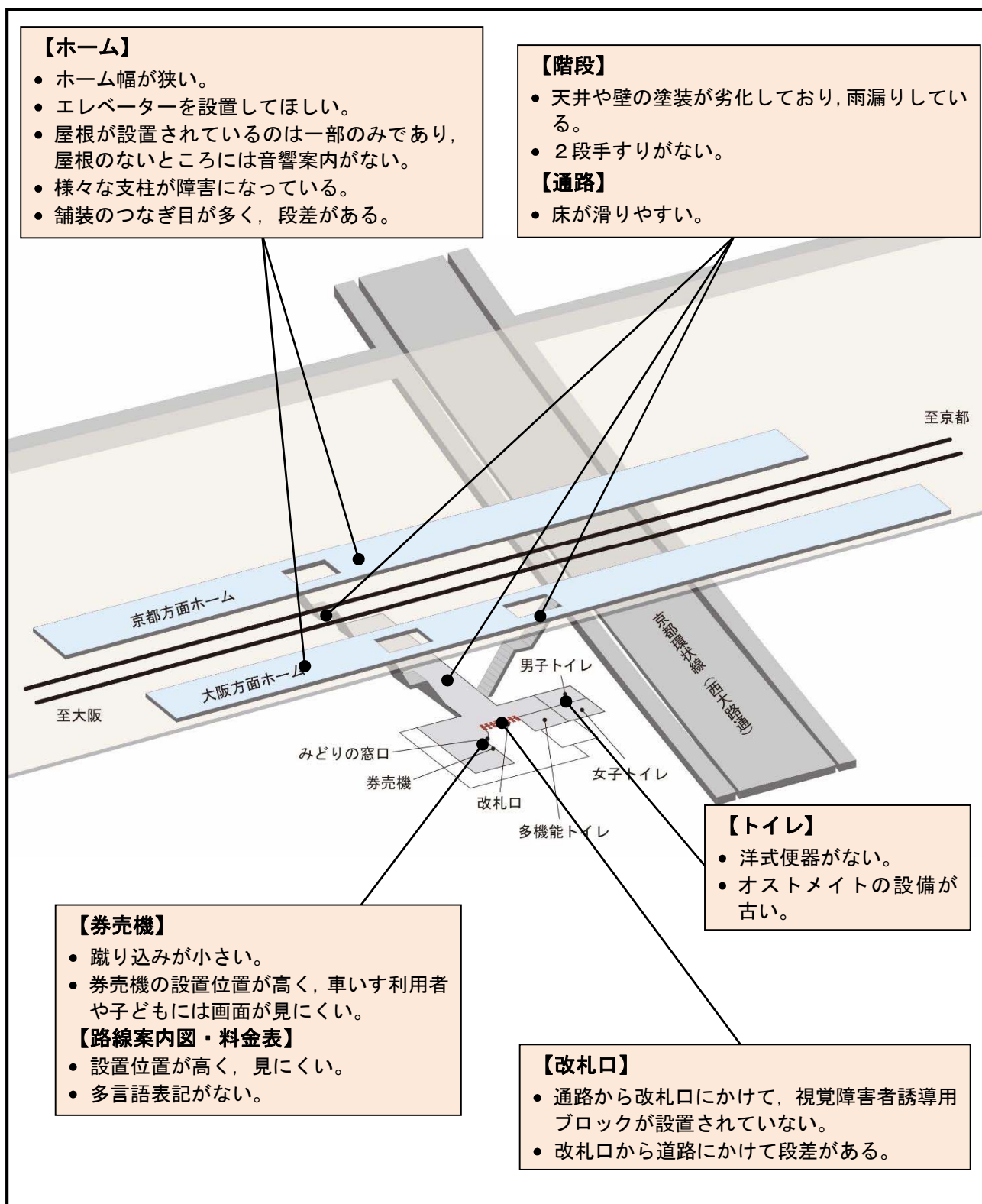
「西大路地区基本構想」の策定に当たっては、連絡会議において数多くの御意見をいただくとともに、現地調査を行い、駅や道路などの課題について意見交換を行いました。西大路駅や「生活関連経路」の現状に対する御意見と課題は次のとおりです。

1 旅客施設に関する御意見

西大路駅のバリアフリー化状況を表－9、西大路駅に関する主な御意見を図－9に示します。

表－9 西大路駅のバリアフリー化状況（平成28年10月現在）

鉄 道 事 業 者 名			J R 西 日 本
路 線 名			東 海 道 本 線
駅 名			西 大 路 駅
駅 の 構 造			地 上 駅
1 日 平 均 利 用 者 数			31,900 人
段差解消 の 状 況	出入口～改札口（改札外）		・ 段差なし
	改札口～ プラットフォーム （改札内）	京都・草津方面	・ 段差あり
		大阪・三ノ宮方面	・ 段差あり
視覚障害者誘導用ブロック			・ 出入口から券売機，改札口，階段への視覚障害者誘導用ブロックあり
運行情報 設 備	音声案内		・ あり
	文字情報		・ あり
点字料金表示			・ 券売機横にあり
トイレ			・ 多機能トイレあり
休憩施設			・ ベンチあり
転落防止対策			・ ホーム縁端部に警告ブロックあり（内方線なし） ・ ホーム端での転落防止対策あり
券売機			・ 車いす対応券売機あり
改札口			・ 7 箇所のうち，1 箇所が幅広改札口



図－９ 西大路駅に関する主な御意見

2 生活関連経路に関する御意見

「西大路地区」における「生活関連経路」について、「生活関連経路」全体に共通する主な御意見を表－１０に、各「生活関連経路」についての主な御意見を次ページの図－１０に示します。

表－１０ 生活関連経路に関する主な御意見（共通）

歩道のある道路	• 電柱や横断歩道橋の基礎が障害になっている。 • 歩道切り下げ部の勾配が大きい。 • 歩道切り下げ部に段差がある。 • グレーチングの網目が大きい。
歩道のない道路	• 電柱が障害になっている。 • グレーチングの網目が大きい。
交差点	• 歩道切り下げ部に段差がある。 • 勾配が大きい。 • グレーチングの網目が大きい。

※ グレーチングとは、金属製の溝蓋のことをいいます。





図－１０ 各生活関連経路に関する主な御意見

3 西大路地区の課題

西大路駅と「生活関連経路」の現状に関する御意見を踏まえた「西大路地区」の課題は表－１１のとおりです。

表－１１ 西大路地区の課題

西大路駅	<u>すべての人が円滑に移動できる経路がない</u> ・大阪方面ホーム及び京都方面ホームともに，階段による上下移動が必要であり，車いすやベビーカーなどを利用される方の移動に対応していない。 <u>誰もが使いやすいトイレではない</u> ・多機能トイレの設備が古く，洋式トイレもないことから，これらを改善し，使いやすいトイレにする必要がある。 <u>その他様々な設備等にも課題がある</u> ・その他，券売機下部の蹴り込みが小さいなどの課題があり，使いやすい駅となるよう様々な設備等の改善が必要である。
生活関連経路	<u>歩道に段差や勾配が大きい箇所等がある</u> ・歩道のある道路においては，段差や勾配が大きい箇所等がある。 <u>歩行者が安全に通行できる環境が少ない</u> ・歩行者の歩く場所が明確でない箇所が多いが，幅員が狭い道路が多く，沿道にも建物が立地しているなどの制約も多いことから，基本的に歩道の設置が困難な状況となっている。 ・グレーチングの網目が大きく歩きにくい。 ・電柱が通行の支障となっている箇所が多い。

第6章 西大路地区におけるバリアフリー化の概要

「西大路地区」におけるバリアフリー化推進に係る基本理念、基本方針及び課題を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが「西大路地区」において実施するバリアフリー化などの概要を示します。

旅客施設や道路などのバリアフリー化については、次の2つに区分しています。

① 特定事業

特に必要性・緊急性の高い事業として、国が定める「移動等円滑化基準」に適合させて、原則として、平成32年度までに完了させる事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）

② その他の取組

「西大路地区」内において実施される①以外の事業やソフト施策等の取組

なお、特定事業については、「西大路地区基本構想」策定後、公共交通事業者（鉄道事業者）、道路管理者（京都市、国土交通省）、公安委員会（京都府公安委員会）が、具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要

（1）西大路駅等のバリアフリー化の概要

西大路駅のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア バリアフリー経路の確保

北側駅舎新設に合わせて、エレベーター、幅広改札口、ホーム屋根を新設することにより、すべての人が円滑に移動できる経路を確保します。

イ トイレの整備

北側駅舎新設に合わせて多機能トイレを新設することにより、すべての人が使いやすいトイレにします。

ウ ホームにおける転落防止対策

より安全な駅とするため、転落防止対策として、ホームの内側を示す内方線ブロックを新設します。

エ 北側駅前整備

西大路通との利用動線、高低差等を考慮して、北側駅前に歩行者、自転車が利用しやすい、開放的な駅前空間を整備します。

（2）課題の継続的な検討

西大路駅における課題の継続的な検討に関する考え方は次のとおりです。

これらの課題については継続して実施を検討するとともに、「西大路地区基本構想」の改訂が必要な場合には「西大路地区連絡会議」を改めて開催します。

ア 様々な設備の改善の検討

既存駅舎（南側）のバリアフリー化を実施するためには、階段や通路等の構造上の制約や利用状況から、今回の計画により北側駅舎を整備し、利用者の分散化を図る必要があります。

このため、北側駅舎の整備完了後に流動調査を実施し、その流動状況を踏まえた改善を引き続き検討していきます。

また、バリアフリー化に限らず、既存駅舎（南側）の各設備の改善に関しては、可能な限り今回の計画に併せて実施できるよう検討を進めます。

イ 案内表示や緊急情報表示のあり方の検討

駅等を利用される方にとって、できる限り分かりやすい案内表示となるよう、関係者と協議しながら検討を進めます。

ウ 南側駅前の整備

歩行者の円滑な移動経路が確保できるよう、駅前の歩行空間の整備について検討を行います。

エ 西大路駅周辺の様々な課題に対する検討

路線バス等との乗継の利便性の向上、送迎が必要となる方などの駅へのアクセス、周辺道路の安全対策など、西大路駅周辺における様々な課題に対しても、継続して検討していきます。

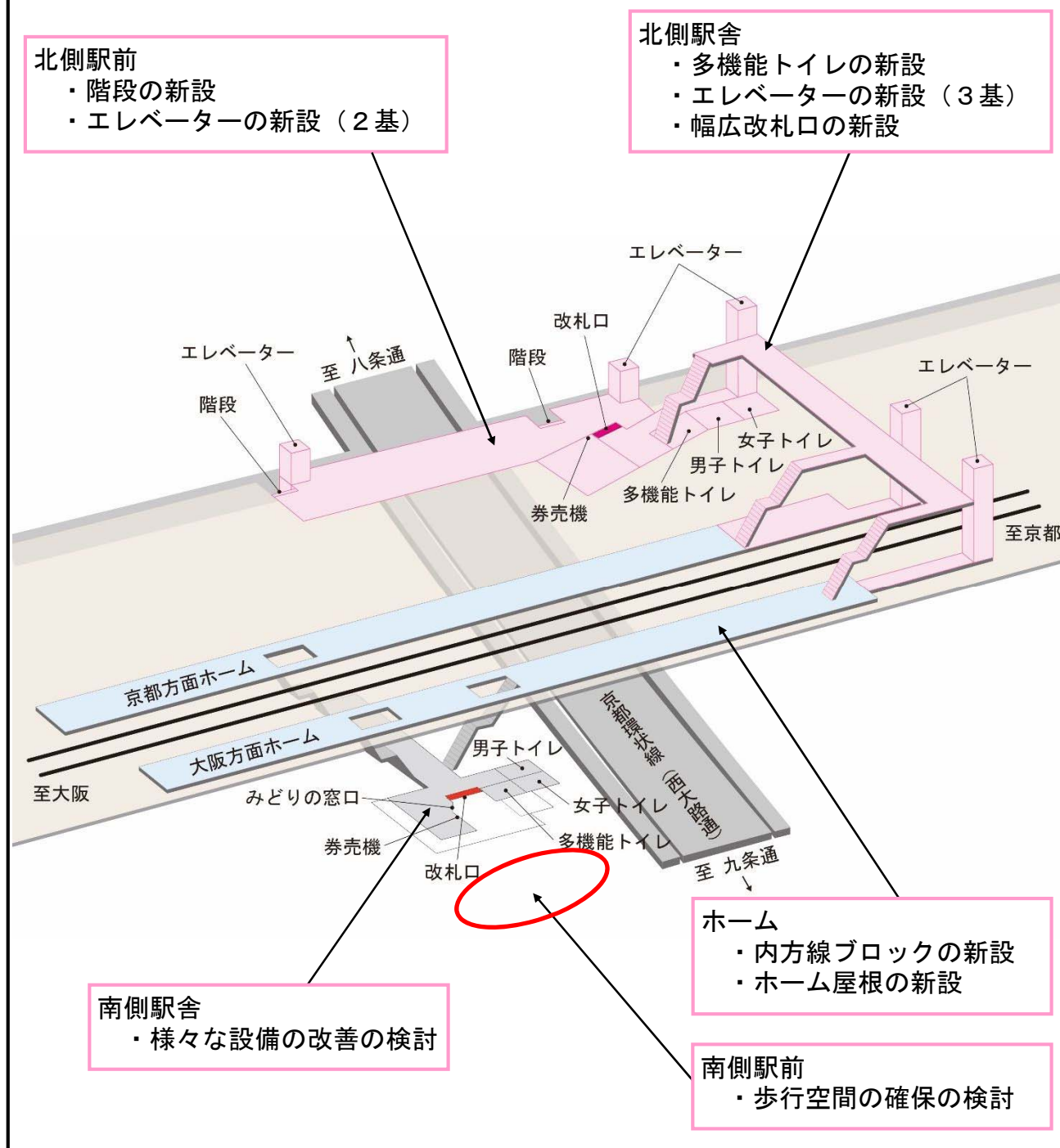
旅客施設のバリアフリー化の概要を表－１２及び次ページの図－１１に示します。

表－１２ 旅客施設のバリアフリー化の概要

	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次
公共交通 特定事業	北側駅舎 ・多機能トイレの新設 ・エレベーターの新設（3基） ・幅広改札口の新設 ホーム ・内方線ブロックの新設 ・ホーム屋根の新設	西大路駅	J R 西日本	平成 32 年度末までに実施
その他の 取組	北側駅前 ・階段の新設 ・エレベーターの新設（2 基）	西大路駅前	京 都 市	
	南側駅前 ・歩行空間の整備の検討 ・様々な設備の改善の検討 ・案内表示や緊急情報表示のあり方の検討 ・西大路駅周辺の様々な課題に対する検討			西大路駅

※公共交通特定事業の実施に当たっては、国、京都府、京都市が協調して必要な助成を行います。

西大路駅



図ー１１ 西大路駅のバリアフリー化の概要

(3) 車両のバリアフリー化の概要

「西大路地区」内を発着する鉄道，路線バスの車両のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 鉄道車両

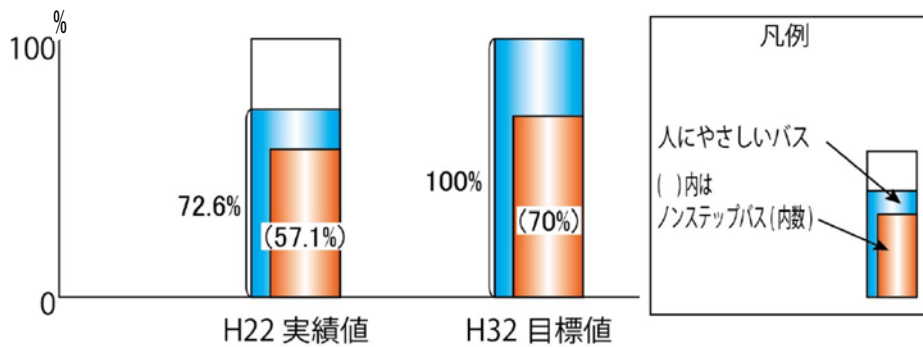
車両の改良や更新時に，車いすスペースの確保など国が定める「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両とするとともに，既存車両についても，扉が開くときにチャイムにより扉位置を知らせる装置を設置するなど，可能な限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討します。

イ 路線バス車両

車両の更新時に，車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両を導入することにより，順次，バリアフリー化を図ります。

<参考> 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に掲げる

路線バスのバリアフリー化の目標



人しやすいバスとは，ノンステップバス，ワンステップバス等のことをいいます。



ノンステップバス



ワンステップバス

2 道路のバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の道路のバリアフリー化の概要

「西大路地区」内の道路のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 生活関連経路

「生活関連経路」においては、道路特定事業として、歩道のある道路では段差・勾配の改善、歩道のない道路では歩行空間の明確化を行います。

イ その他の取組

(7) 生活関連経路以外の道路のバリアフリー化

「生活関連経路」以外の京都市が管理する道路についても、「重点整備地区」の内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、バリアフリー化を図るよう努めます。

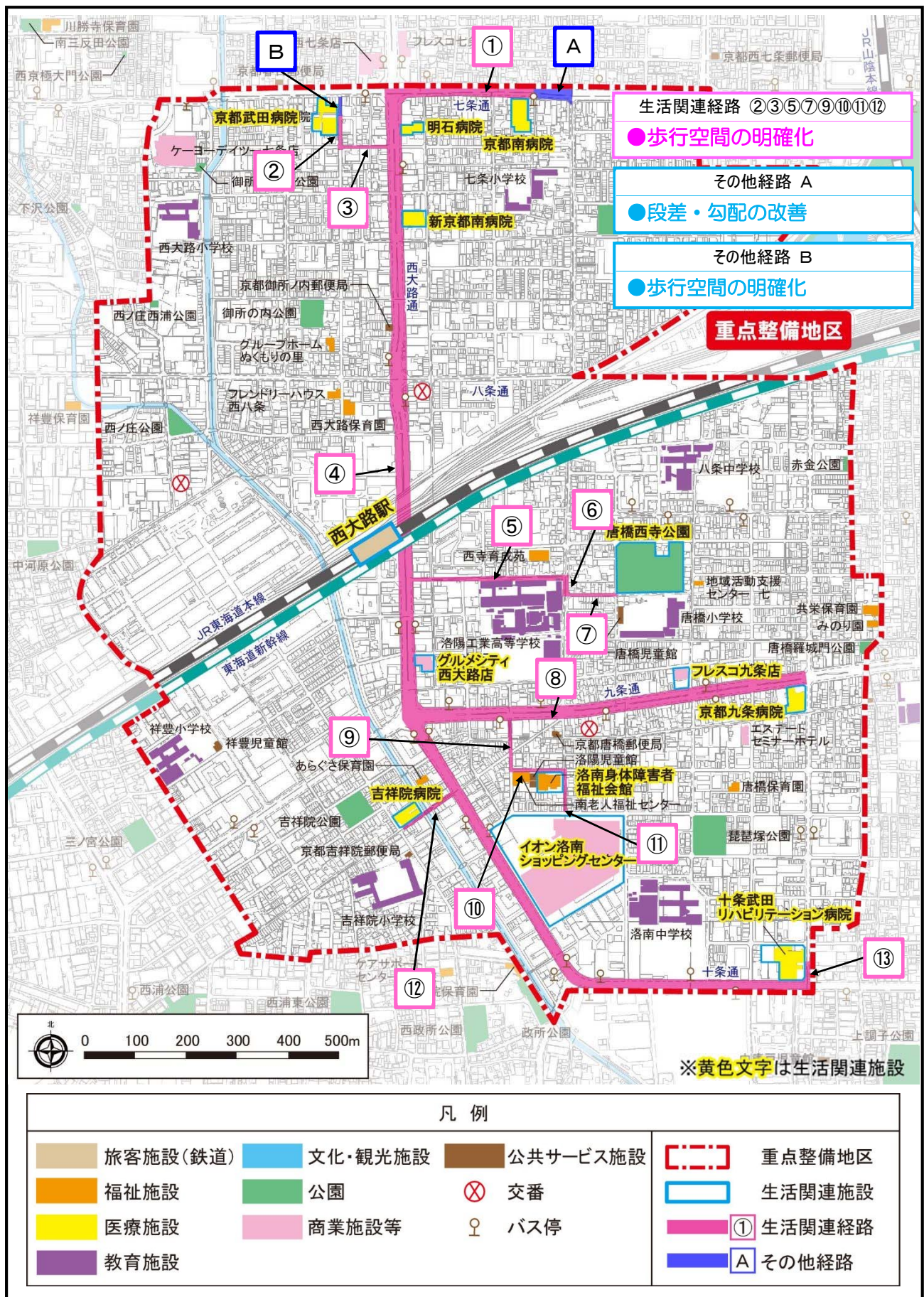
(1) 安全・快適な歩行空間の確保

放置自転車の対策については、「京都・新自転車総合計画」に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き啓発や放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などと協力・連携を図りながら進めます。また、駅周辺の放置自転車対策については、鉄道事業者の協力を求めながら取組を進めていきます。さらに、看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

道路のバリアフリー化の概要を表－13及び次ページの図－12に示します。

表－13道路のバリアフリー化の概要

	経路	路線	事業内容	目標年次
道路特定事業	生活関連経路①	一般府道 梅津東山七条線 (七条通)	段差・勾配の改善	平成 32 年度末までに実施
	生活関連経路②	一般市道 佐井東通	歩行空間の明確化	
	生活関連経路③	一般市道 西七条緯 15 号線		
	生活関連経路④	主要市道 京都環状線 (西大路通)	段差・勾配の改善	
	生活関連経路⑤	一般市道 西寺緯 9 号線	歩行空間の明確化	
	生活関連経路⑥	一般市道 御前通	段差・勾配の改善	
	生活関連経路⑦	一般市道 西寺緯 10 号線	歩行空間の明確化	
	生活関連経路⑧	一般国道 171 号 (九条通)	段差・勾配の改善	
	生活関連経路⑨	一般市道 西寺経 12 号線	歩行空間の明確化	
	生活関連経路⑩	一般市道 西寺緯 19 号線		
	生活関連経路⑪	一般市道 御前通		
	生活関連経路⑫	一般市道 西寺緯 21 号線		
	生活関連経路⑬	一般市道 新千本通	段差・勾配の改善	
	その他経路 A	一般府道 梅津東山七条線 (七条通)		
	その他経路 B	一般市道 佐井東通	歩行空間の明確化	
その他の取組	—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理 の中で可能な限り バリアフリー化	継続して実施を検討



図ー１２ 道路のバリアフリー化の概要

3 交通安全施設などのバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、交通安全特定事業を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、「重点整備地区」内の交通安全施設などのバリアフリー化を図ります。

4 その他のバリアフリー化の取組に関する概要

(1) 路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

(2) 都市公園のバリアフリー化

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

(3) 建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

(4) 情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、西大路駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、国が定める「移動等円滑化基準」に沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

5 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備（ハード面）だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修を展開するなど、「心のバリアフリー」を推進します。

また、公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の観点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

- ①情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ②情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

今後、継続的に取り組むソフト施策の概要を表－１４に示します。

表－１４ ソフト施策の概要

	内 容	具 体 例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	ホームページや「心のバリアフリーハンドブック」、駅の掲示板やバス停の空きスペース、車両内の吊り広告を活用した、高齢者や障害のある方の手助けの方法に関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信
		高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置
		駅における介助体験、疑似体験
		高齢者や障害のある方等に対する声かけの実施
	地域住民が主体となった取組の実施	高齢者や障害のある方への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、市や事業者が実施する取組やサービスに対する積極的な意見や提案
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある方との交流や介助体験、疑似体験によるボランティア意識の醸成
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人に対して適切なコミュニケーションが確保できるよう、接客マニュアルによる接客教育の実施 改札口への「耳マーク」の掲示及び聴覚障害のある方の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討 介助体験、疑似体験による訓練、研修の実施
	違法駐車・駐輪などの防止	違法駐車・駐輪、看板類など、円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報・啓発活動
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報発信	ホームページや冊子等による、駅のエレベーターや多機能トイレの有無等のバリアフリーに関する情報発信（京都市や公共交通事業者のホームページ）
		バリアフリーマップの作成（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設）
	駅や歩行経路における情報提供の充実	すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供

第7章 バリアフリー化事業の推進体制

「西大路地区基本構想」に位置付けられたバリアフリー化事業は、今後、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制により推進します。

1 連絡会議による進行管理

「西大路地区基本構想」の策定に向けて協議・検討を行ってきた連絡会議については、「西大路地区基本構想」策定後も事業を実施するための連絡調整を行うとともに、「西大路地区」内のバリアフリー化事業が一定の進捗を見た段階などにおいて適宜開催します。そして、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映されているのか検証を行います。

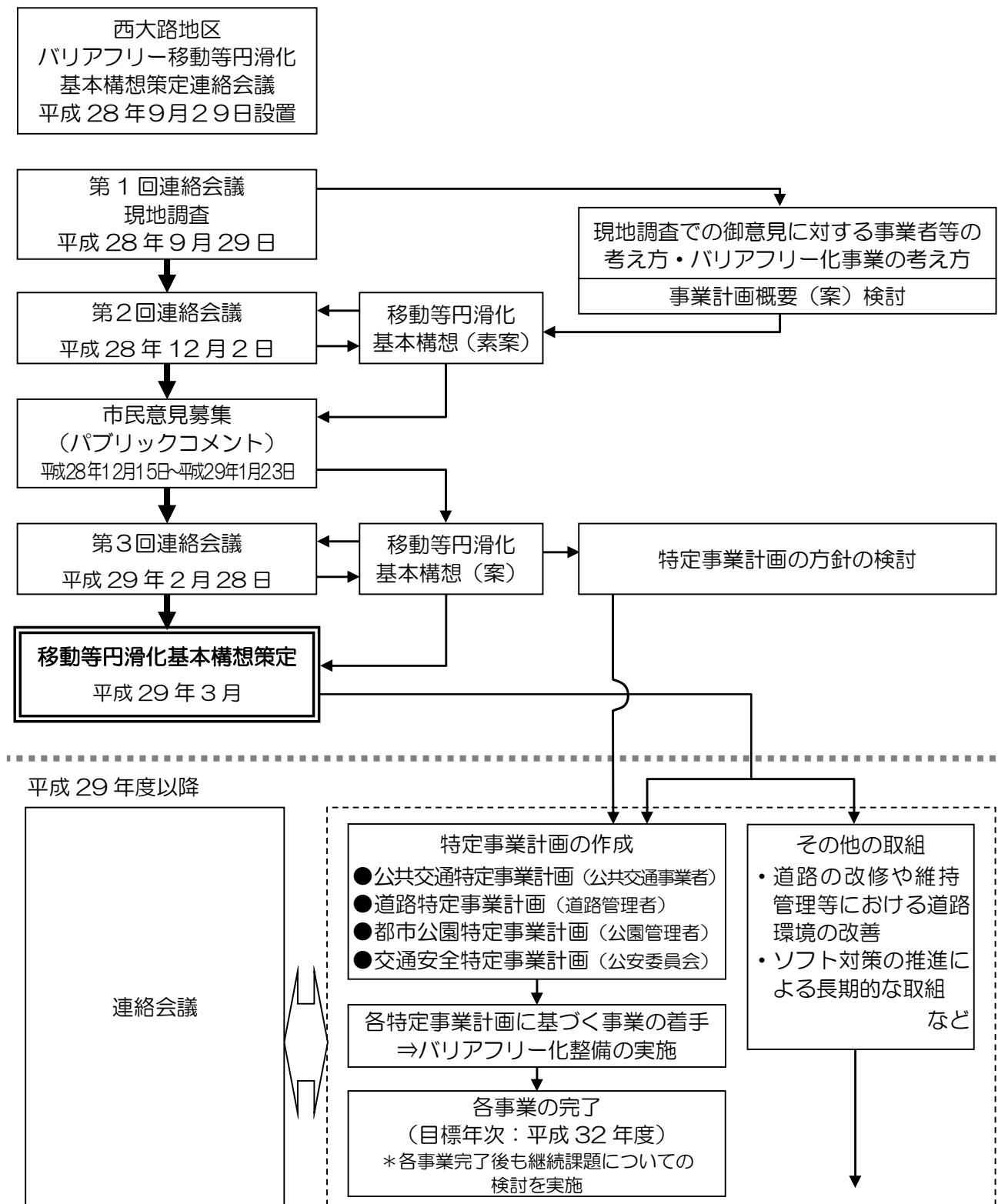
2 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信

京都市や鉄道事業者等は、「西大路地区」をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

3 その他のバリアフリー化の取組の推進

「西大路地区」内のバリアフリー化を推進するため、施設設置管理者等に対するバリアフリー化に向けた助言・指導等を行うとともに、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進に向けて、「心のバリアフリー」の普及・啓発に努めます。

バリアフリー化事業の推進体制を次ページの図－13に示します。



※特定事業以外の事業についても可能な限り平成 32 年度までに完了するよう努めるとともに、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組も進めていきます。
※全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

図ー13 バリアフリー化事業の推進体制

第1回「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」

〔現地調査〕の概要

1 調査の概要

- (1) 実施日：平成28年9月29日(木) 10:30~16:00

- (2) 参加者：総数 69 名

班 別： 駅 1 班：調査員17名

駅 2 班：調査員17名

道路 1 班：調査員 12 名

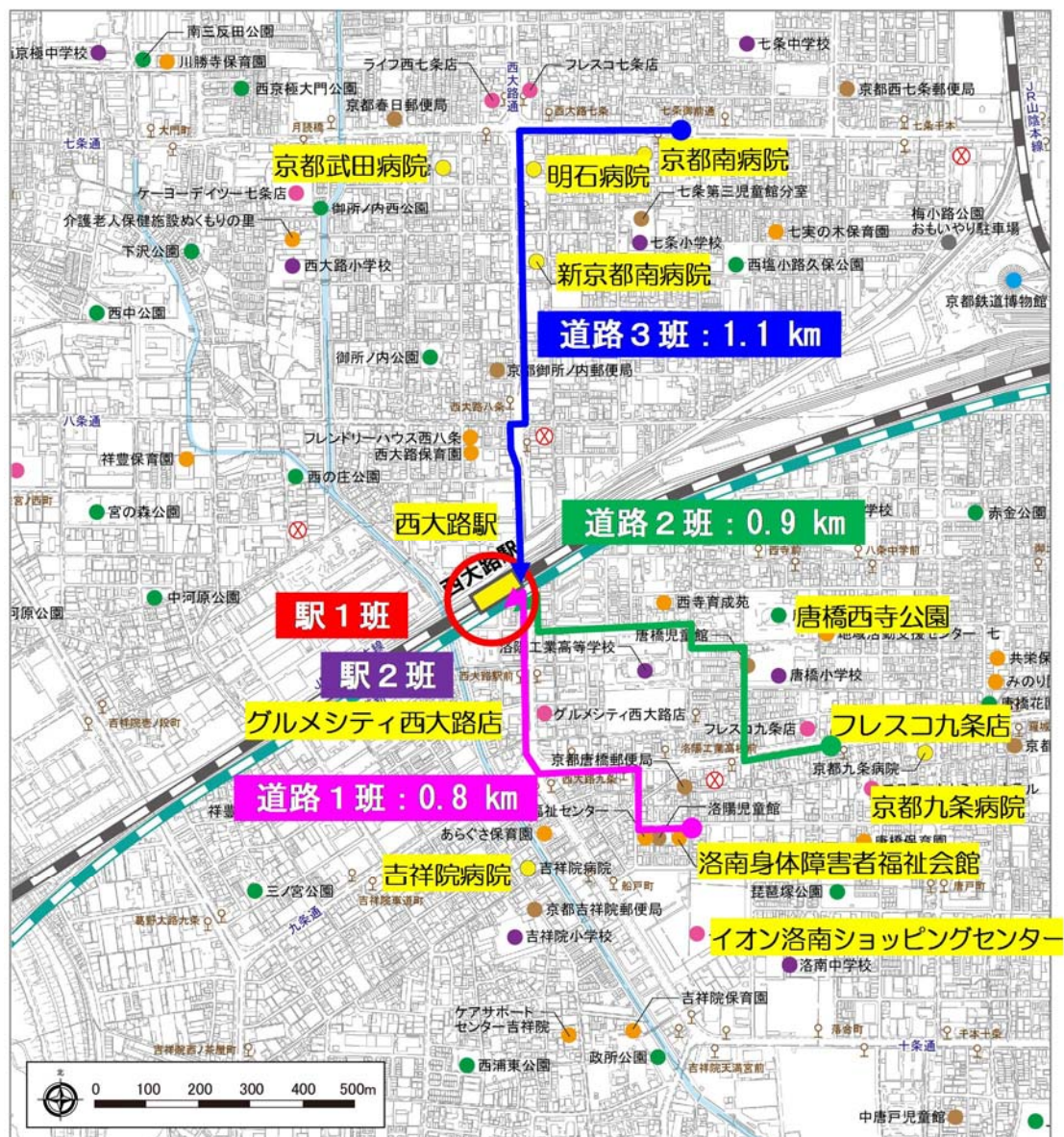
道路2班：調査員13名

道路3班：調査員10名

※随行者含む

【駅1班・駅2班・道路1班・道路2班・道路3班】

施設名：生活関連施設候補



2 調査の状況

駅 1 班



駅 2 班



道路 1 班



道路 2 班



道路 3 班



3 意見交換の状況



「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」委員等一覧

<敬称略，平成29年2月28日現在>

役職・氏名		備考
学識 経験者	同志社大学商学部教授 青木 真美	議長
	大阪産業大学工学部都市創造工学科教授 波床 正敏	副議長
利用者 代表	一般社団法人京都市老人クラブ連合会南区老人クラブ連合会会長 三浦 明	
	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会京都市肢体障害者協会事務局次長 秋谷 幸枝	
	NPO 法人京都市肢体障害者協会事務局長 日野 勝	
	公益社団法人京都府視覚障害者協会理事 武 秀樹	
	京都市聴覚障害者協会 阿野 大次郎	
	NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会理事 大島 巖	
	公益社団法人日本オストミー協会京都府支部相談役 田桐 敬三	
	京都障害児者親の会協議会評議員 竹村 壽子	
	一般社団法人京都手をつなぐ育成会南支部長 戸倉 君子	
	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会理事 小森 公明	
	京都市立総合支援学校 PTA 連絡協議会理事 菅野 直行	
	京都市地域女性連合会常任委員 金井 美佐子	
	NPO 法人京都子育てネットワーク正会員 松本 祐生子	
	公益財団法人京都市国際交流協会総務課長 井上 八三郎	
地元 代表	下京区七条学区自治連合会会長 西村 為彦	
	下京区西大路学区自治連合会会長 中村 雅宏	
	南区唐橋自治連合会会長 天野 広一	
	南区祥豊自治連合会会長 堀越 昇一郎	
	南区吉祥院自治連合会会長 野村 良博	
	株式会社ワコール人事総務本部総務部長 小林 正治	
交通 事業者	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部企画課担当課長 松尾 優	
	京都市交通局自動車部技術課担当課長 依田 智明	
関係 行政 機関	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所保全対策官 安井 茂信	オブザーバー
	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官 道久 聡	オブザーバー
	京都府建設交通部交通政策課長 寺井 豊	オブザーバー
	京都府警察本部交通部交通企画課長 棚上 達夫	オブザーバー
	京都府警察本部交通部交通規制課長 山田 信之	オブザーバー
	京都府下京警察署長 中邨 仁	オブザーバー
	京都府南警察署長 山本 一彦	オブザーバー
	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室企画課長 中田 景子	オブザーバー
	京都市都市計画局都市企画部都市計画課長 秋丸 隆之	
	京都市都市計画局建築指導部建築審査課長 和田 豊志	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室長 高畑 重勝	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長 西山 正志	
	京都市建設局土木管理部南部土木事務所長 長谷川 雅一	
	京都市建設局自転車政策推進室自転車企画課長 長谷川 昌史	
	京都市建設局道路建設部道路環境整備課事業促進担当課長 永田 盛士	
	下京区役所地域力推進室まちづくり推進課長 坂根 正樹	オブザーバー
	下京区役所福祉部支援課長 山根 邦夫	オブザーバー
	南区役所地域力推進室まちづくり推進課長 富永 哲生	オブザーバー
	南区役所福祉部支援課長 小林 眞司	オブザーバー